

2020年度 学生課外活動団体（クラブ・サークル等）の活動について（7月31日更新）

1 概要

- 前期中は、前年度認定を受けた学生課外活動団体の継続活動を認めます。
- 新入部員を加えての、2020年度学生課外活動団体の認定は、後期に行います。

2 具体的なスケジュール

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては変更することがあります。

(1) 6月18日（木）以降

前年度認定団体の内、活動再開を希望する団体は、「課外活動承認願」（様式あり）を学生支援室にE-mail等で提出してください。

(2) 6月22日（月）以降

① 上記承認願により、感染防止対策等が適切であると認められる活動は許可し、併せて学内施設の利用も許可します。

活動のため登校する場合は、「登校届け」の提出が必要です。

また、発熱等、感染が疑われる症状がある者は「参加しない・参加させない」を徹底してください。

② 次の活動は禁止します。

- ・ コンパなど、飲食を伴う懇親会・交流会等
- ・ 不特定多数の人が参加するイベント、他大学との合同活動等
- ・ 接触感染や飛沫感染のリスクが高い活動
- ・ 宿泊を伴う合宿形式の活動

③ 活動後は、「課外活動報告（参加者名簿含む）」（様式あり）を学生支援室にE-mail等で提出しなければなりません。

(3) 7月13日（月）以降

① 事前の「課外活動承認願」、登校届け、事後の「課外活動報告（参加者名簿含む）」の提出は不要とします。

② ただし、~~8月2日（日）~~までは当分の間は「課外活動報告（参加者名簿含む）」を作成し、求めがあれば提出できるようにしておく必要があります。

③ 7月末を目安に、活動のための資金が必要な団体に対して、2019年度の実績をベースとする後援会からの助成金を仮払いします。

(4) 8月3日（月）以降

~~(2)②の制限を解除します。~~ 8月3日（月）以降も、上記黄色マーカー着色部分の措置を継続します。

(5) 10月以降

① 現年度の課外活動団体の認定等に向けた手続きを行います。

② 1月末を目安に、後援会からの助成金を交付します（仮払いした助成金の精算を含む）。

(参考資料) クラブ・サークル等活動に係るスケジュールの比較

月	例年のスケジュール	2020年度スケジュール
4月	入学式 クラブ紹介 新入生勧誘 ※前年度認定団体継続活動	
5月	団体結成(継続)届提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 前年度認定団体の内、活動再開を希望し、適切な感染防止対策を計画している団体には活動を許可し、学内施設の利用も許可する。 </div> [6/19～移行期間ステップ②] ※前年度認定団体活動許可 6/26 オンラインクラブ紹介*
6月	団体結成(継続)認定 部室割当 ※現年度認定団体活動開始	
7月	助成金交付	*学生の自主企画活動 (新入生勧誘)
8月		助成金交付(仮払い) 諸制限解除
9月		
10月		後期授業開始 新入生勧誘
11月		団体結成(継続)届提出
12月		団体結成(継続)認定 部室割当 ※現年度認定団体活動開始
1月		助成金交付(仮払い金精算)